



平成 29 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

WPP グループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」(以下「提携解消プレス」といいます。))のとおり、同日付で、WPP plc 及びそのグループ会社(以下「WPP グループ」と総称します。))との間の資本及び業務提携(以下「本資本・業務提携」といいます。))の解消を決定するとともに、当社と WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Co-operation and Alliance Agreement (提携協力契約)(その後の内容の変更を含み、以下「CAA」といいます。))の規定に従い、CAA の終了を申し入れる旨の通知(以下「当社解約通知」といいます。))及び WPP グループが保有する当社普通株式の売却を要請する通知(以下「当社株式処分通知」といいます。))を WPP グループに発送しました。

今般、当社は、平成 29 年 11 月 1 日付で、WPP グループより、CAA を解約する旨の通知(以下「WPP 解約通知」といいます。))を受領しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. WPP 解約通知の内容

提携解消プレスにおいてお知らせしておりますとおり、当社は、本資本・業務提携の解消に伴い、当社が保有する WPP plc の株式(以下「WPP 株式」といいます。))を売却することを予定しており、かかる将来の売却に際して、WPP 株式の株価変動及び為替変動のリスクをヘッジするとともに、BCPE Madison Cayman, L.P. による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。詳細については、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「ベインキャピタルによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。))を通じて当社の株主の皆様に対して公正なプレミアム付きの価格で当社株式を売却する機会を提供するためには当社の資産価値の予見可能性を高める必要があることなどから、平成 29 年 10 月 2 日、Morgan Stanley & Co. International plc との間で、WPP 株式の株価に係るデリバティブ取引(以下「本ヘッジ取引」といいます。))に関する契約を締結しております。

WPP 解約通知において、WPP グループは、本ヘッジ取引は、当社と WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Stock Purchase Agreement（株式売買契約）（その後の内容変更を含みます。以下「SPA」といいます。）における、WPP 株式にかかる法律上及び/又は実質上の利益の移転又は処分を禁止する旨の規定に違反しているとし、これを理由として CAA を解約する旨を主張しています。

また、WPP 解約通知において、WPP グループは、本公開買付けが成立し、買付者である BCPE Madison Cayman, L.P. が当社株式の議決権の 50.1%以上を取得した場合には、当社の「支配権の異動」（Change of Control）があったものとして、別途 CAA の解約通知を発送する予定である旨を述べています。

2. 当社の今後の対応

当社におきましては、本ヘッジ取引は法律上も実質上も WPP 株式にかかる利益を移転又は処分するものではなく、WPP グループの主張する契約違反は存しないと考えております。また、当社におきましては、上記のとおり、既に当社解約通知を WPP グループに送付しており、CAA 及び SPA に基づく株式持合いの解消に向けた手続に入ったものと考えております。

これらを踏まえ、当社としては、従前よりお伝えしておりますとおり、当社解約通知及び当社株式処分通知に基づき、WPP グループに対し、WPP グループが保有する当社株式の売却を行う契約上の義務の履行を引き続き求めていく方針です。上記の WPP グループの主張を前提にすれば、WPP グループは、かかる当社株式の売却義務についても異なる見解を有している可能性があります。したが、当社は、必要に応じて法的手続をとることも含め、今後の対応を検討してまいります。

以上